

## 名古屋市立小中学校における図書購入に関する監査への意見書

NPO 法人としょかん再発見

本 NPO は平成 20 年度、元あるいは現名古屋市小中学校、学校図書館担当者を中心として学校図書館活動の振興発展を目的として結成された法人である。今年 5 月に 22 年監査公表第 4 号として報告された内容について今後の学校図書館の経営に重大かつ深刻な影響を与えると予想される事項が取り上げられていると考え、学校図書館の充実と発展を支援する NPO 法人として意見を申し上げます。

今監査公表では、学校図書館の書籍購入について競争原理が働いていないとして適正な価格競争を考慮すべきであると述べている。また、その背景には図書の装備、書誌の処理など業者に委ねていることによる学校と業者のもたれあいの状況があると分析している。そして、同じ教育委員会所管の公共図書館については適正な（それがなぜ適正かは述べられていない。ただ、経費節減が実現していることをもって適正としているにすぎないが）価格競争が実現していると断じている。

この結論について、本会はこれは重大な過誤をなしていると考えざるを得ない。前に述べた通り、学校図書館については公共図書館の状況とは異なり専任の司書ないしは図書館担当者があるわけではない。おそらく監査委員諸氏は、学校図書館にも公共図書館と同様、専任の担当者がいて図書館運営に専門で対処していると判断したのであろう。そうでなければこのような皮相的な結論を見出すと考えられないからである。

もし、かりに監査委員諸氏が本市学校教育の望ましい発展を考慮しつつ監査をなしたとすれば、このような皮相的な結論を見出す前に、学校現場の人的状況、あるいは学校教育の施策の現状をつぶさに考慮し、このような状況に立ち至っている要因を含め結論付けるべきところである。すなわち経費節減を結論付ける前に人的配置をこそ指示すべきであった。人の配置がないところで、人が配置されている現場を引き合いに出して方向性を見つければ、それは図書館活動の停滞、学校教育の減衰を期待しているとしか考えることができない。このような本市教育活動の衰退を希望するがごとき監査を平然と報告する感覚に大きな違和感を覚えるものである。

行政機関としてこのような監査公表を取り上げることには十分な配慮が必要であり、施策を実施するに当たっては、現場の状況をよく含めて当たられたいと強く希望する。